

令和4年9月8日
(2022年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、標題の件について、下記のとおり療養期間を見直すこととした旨、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨を御理解のうえ、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について

(1) 有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。(従来から変更なし)

(2) 無症状患者(検体採取日から療養期間終了まで症状が出なかったもの)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
(従来から変更なし)
- ・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

※令和4年9月8日より適用し、現在、療養期間を過ごしている児童・生徒すべての感染者が対象となります。